

2023年（令和5年）以後の適用 相続・贈与税コース改正一覧

項目 2023年度	詳細内容
<p>生前贈与加算</p> <p>体系【P.52】 申告実務【P.100】</p>	<p>加算対象となる期間が、従来の相続開始前3年以内から、相続開始前7年以内に4年間延長されることとなりました。</p> <p>なお、その4年間の延長期間分については、その期間中の贈与財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されることとなります。</p> <p>※ 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。</p>
<p>相続時精算課税制度</p> <p>体系【P.54】 申告実務【P.103】</p>	<p>相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の暦年課税の基礎控除とは別に、課税価格から基礎控除として110万円を控除する制度が創設されました。</p> <p>また、その後特定贈与者の死亡した際に、相続時精算課税適用財産として相続税の課税価格に加算される財産の価額は、上記の基礎控除を控除した後の残額とされることとなりました。</p> <p>※ 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。</p>
<p>直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税</p> <p>申告実務【P.209】</p>	<p>直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税については、次の措置が講じられることとなりました。</p> <p>① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額を、受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。</p> <p>② 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、特例税率ではなく一般税率が適用されることとなりました。</p> <p>※ 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。</p>

2023年（令和5年）以後の適用 相続・贈与税コース改正一覧

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 申告実務【P.211】	<p>直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税については、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、特例税率ではなく一般税率が適用されることとなりました。</p> <p>※ 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。</p>
--	--